様式第６号の２（第52条の21関係）（裏面）

備考

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（ＯＣＩＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。

3　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。

4　「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施年を記入すること。

5　１年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。

6　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。

7　「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。

8　「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第１項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が２名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢２の「事業場所属の医師（１以外の医師に限る。）」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢３の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。

9　「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、１名として数えて、記入すること。

10　「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第３項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。

11　「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。

12　「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。

13　「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

様式第十九号中「様式第19号（第84条関係）」を「様式第19号の４（第84条の３関係）」に、「第78条第１項」を「第79条第１項」に、「下さい」を「ください」に、「第78条第２項」を「第79条第２項において準用する同法第78条第２項」に、「の名称」を「による安全又は衛生に係る診断を受けるべきこと」に改め、同様式を様式第十九号の四とし、様式第十八号の次に次の三様式を加える。

様式第19号（第84条関係）

特別安全衛生改善計画作成指示書

年　月　日

殿

厚生労働大臣　印

労働安全衛生法第78条第１項の規定により、下記事項についての特別安全衛生改善計画を作成してください。

再発防止のための措置を講ずべき事項	
その他の事項	

備考

1　この指示による特別安全衛生改善計画は、　年　月　日までに作成し、その計画を記載した書面を、貴社の本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に２通提出すること。

2　１により特別安全衛生改善計画を記載した書面を提出するときは、労働安全衛生法第78条第２項の意見を記載した書面を添えること。

3　「その他の事項」の欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受けるべきこと等を記入すること。

様式第19号の２（第84条の２関係）

特別安全衛生改善計画変更指示書

年　月　日

殿

厚生労働大臣　印

労働安全衛生法第78条第４項の規定により、下記事項のとおり特別安全衛生改善計画を変更してください。

変更すべき事項	

備考

この指示による変更後の特別安全衛生改善計画は、　年　月　日までに、貴社の本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に２通提出すること。

様式第19号の３（第84条の２関係）

特別安全衛生改善計画変更届

年　月　日

厚生労働大臣　殿

印

労働安全衛生法第78条第４項の規定により変更指示のあった特別安全衛生改善計画について、次のとおり変更いたしましたので別添のとおり提出します。

変更箇所及び内容	

備考

変更後の特別安全衛生改善計画を添付すること。